

森林土木工事の「競争参加資格確認申請書」及び総合評価落札方式における「技術提案書等」の提出にあつては、次のチェックリストを参考にしてください。

総合評価落札方式【同時提出型】

チェックリスト(共通事項)

□ 競争参加資格確認申請書等の各種様式は、公告日に対応した最新版ですか。

- 競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）、競争参加資格確認資料及び技術提案書（以下、「技術提案書等」という。）は、年度途中において様式の改訂等を行う場合がありますので、公告日に対応した最新版の様式により作成し提出して下さい。改訂等があればその都度、四国森林管理局ホームページに掲載します。
- 最新版の様式は、「局ホームページ>公売・入札情報等(公売・入札情報)>公売・入札等に関するお知らせはこちら>契約約款・仕様書・入札者注意書・申請書等」の中にあります。

□ 申請書の送信は済みですか。

- 同時提出型では、まず、申請書（1枚のみ）を申請書受付期間内に電子入札システムを用いて申請することになります。

□ 技術提案書等の送信は済みですか。

- 技術提案書等は、第一回入札時の添付資料として工事費内訳書とあわせて電子入札システムを用いて提出することになります。
技術提案書等の合計ファイル容量が3MBを越える場合は、電子メール(送信容量は7MB以内)、または持参により提出して下さい(電子入札システムとの分割した提出は認めません。)
この場合、次の①～④の内容を記載した書面(様式自由)を技術提案書等の代わりに電子入札システムにより送信する手続きが必要です(必須)。(本紙8ページ【その他1】参照)
 - ①電子メールまたは持参する旨の表示
 - ②電子メールまたは持参する書類の目録
 - ③電子メールまたは持参する書類のページ数
 - ④送信等の年月日、会社名、担当者名、電話番号及びFAX番号
- また、持参する場合は、入札書提出期間内に入札書とセットで対象工事の発注者宛てに提出して下さい。(郵送による提出は認めません。)
- 技術提案書等の提出がない場合(必要書類の提出不足等を含む)、又は技術提案書等の記載内容が適正と認められない場合(記載なしを含む)は、入札が無効となりますのでご留意下さい。(入札説明書6.(7))

□ 紙入札方式で入札に参加しようとする場合、発注者の承諾を得ましたか。

- 電子入札対象案件であっても、入札参加者側にやむを得ない事由があり発注者の承諾を得た場合には、電子入札によらないで紙入札で入札に参加することができます。
入札参加者側にやむを得ない事由があると認められる場合とは、
 - ・電子証明書(ICカード)が失効・閉塞・破損等で使用不可能となり、再申請(準備)中の場合
 - ・代表者等の変更に伴う変更申請中の場合
 - ・電子入札導入の準備を行っているが、間に合わなかった場合

- 申請書・技術提案書等の提出は、事前に承諾を得た承諾書(写)を添付して、対象工事の発注者宛に持参により提出することになります。
- 紙入札方式参加承諾願(様式)は、「局ホームページ>公売・入札情報等(公売・入札情報)>入札・調達に関する注意はこちら>電子入札システム運用基準」の8ページをご覧ください。
- 紙入札方式により提出する場合は、競争参加資格確認申請書(別記様式1)、工事競争参加資格確認資料(表紙1)、技術提案書(表紙2)には必ず押印して下さい。

- 競争参加資格確認申請書(別記様式1)、競争参加資格確認資料(表紙1及び別記様式2～3)、技術提案書(表紙2及び別記様式4～15のうち指定された様式)は全て作成しましたか。
- 技術提案書(表紙2)に記載されている提出が必要な書類は全て添付しましたか。

- 様式は、工事の規模・工種等によって異なりますので、必ず入札説明書等で確認して下さい。
- 競争参加資格確認資料と技術提案書は個別に作成し、それぞれに通し番号を付して下さい。(例：総ページ数(資料含む)が12ページで個のページが3ページの場合[3/12]とする。)
- 持参による場合も同様にページを付し提出して下さい。

(別記様式1、表紙1、表紙2) 競争参加資格確認申請書等

- 競争参加資格確認申請書等の申請先は発注者宛となっておりますか。
- 技術提案書(表紙2)に営業所一覧表を添付しましたか。

- 競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料、技術提案書の申請先は、入札公告に記載された発注者名を記載して下さい。
 - ・局発注は、支出負担行為担当官 四国森林管理局長宛て
 - ・署(所)発注は、分任支出負担行為担当官 ○○森林管理署長(香川森林管理事務所長)宛て
 また、本店・支店等の営業拠点を確認しますので、営業所一覧(一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)に添付した「営業所一覧表」を添付して下さい。

チェックリスト(競争参加資格確認資料)

(別記様式2) 同種工事の施工実績

- 入札説明書等に示された対象期間の同種工事ですか。(共同企業体の構成員としての経験は、出費比率が20%以上の場合に限ります。)
- 同種工事の施工実績が確認できる資料及び工事成績評定通知書の写し(成績評定された工事の場合)を添付しましたか。(入札説明書6.(3))

- 同種工事とは、発注者が入札説明書等に定義した工事です(施工実績は、最終契約金額500万円以上の工事に限る。)。農地整備や砂防等治山事業以外の実績、国道、県道、市町村道等林道事業以外の実績は、同種工事の対象外です。
- 同種工事の施工実績に係る契約書の写しについては、当該工事が、工事实績情報サービス(以下「CORINS」という。)に登録(竣工登録の実績とする)されており、その内容(工種等)が同種工事の施工実績として確認できる場合には、CORINSを提出することにより契約書の写しを提出する必要はありませんが、CORINSの登録なき工事等で工事内容が確認できない工事については、契約書等の当該工事の内容(競争参加資格確認資料(別記様式2)の工事概要の規模欄に記載した数量等)を証明できる書類を添付して下さい。(入札説明書6.(3).③)
 なお、競争参加資格確認資料の(別記様式2)と(別記様式3)の工事が同一である場合は、どちらか一方に添付(工事成績評定書含む)して下さい。
- CORINSについて、判読が困難となる場合があるので縮小版での提出は不可とします。

- 同種工事については、複数の実績を求めることがあります。
「○○又は△△」この場合は、○○か△△の何れか一つの実績があれば足りませんが、「○○及び△△」「○○かつ△△」この場合は、○○と△△の両方の実績が必要です。（本紙9ページ【その他2】参照）

【注】同種工事について
一の契約において二つの工事を実績として申請する場合(例えば、一の契約において、地すべり防止工事と山腹工事の工種が混在している場合)は、何れの工種においても、最終の請負工事費(税込み)が500万円(下記例参照)を超えること。500万円以下場合は同種工事と見なしません。
500万円を超える金額とは、林野庁工事成績評定要領の第2評定の対象工事金額です。

【例】地すべり防止工事に係る出来高工事費×(最終の工事価格/最終直接工事費)
 $12,700,000 \times (27,000,000 / 15,700,000) = 21,840,764$ (税抜き)
 山腹工事に係る出来高工事費×(最終の工事価格/最終直接工事費)
 $3,000,000 \times (27,000,000 / 15,700,000) = 5,159,235$ (税抜き)
 上記によって算出した金額(税込み)が500万円以上であること。

(別記様式3) 配置予定技術者の状況

- 配置予定技術者の工事経験は、入札説明書等に示めされた対象期間の同種工事ですか。(共同企業体の構成員としての経験は、出費比率が20%以上の場合に限りです。)
- 配置予定技術者が、現場代理人、監理(主任)技術者、担当技術者として経験した工事が確認できる資料及び工事成績評定通知書の写し(担当技術者で申請の場合は見なし点65点を付与するため成績評定の添付は不要)、資格証等の写しは添付しましたか。(入札説明書6.(3))
- 申請時において従事している工事はありますか。
- 本店、営業所等の専任技術者と配置予定技術者が兼務となっていませんか。(本店、営業所等の専任技術者と配置予定技術者は原則兼務不可。)

- 同種工事とは、発注者が入札説明書等に定義した工事です(施工実績は、最終契約金額500万円以上の工事に限る。)。農地整備や砂防等治山事業以外の実績、国道、県道、市町村道等林道事業以外の実績は、同種工事の対象外です。
- 配置予定技術者の同種工事の従事実績に係る契約書の写しについては、当該工事が、CORINSに登録されており、その内容(工事概要及び工種別数量等)が同種工事への従事実績として確認できる場合には、CORINSを提出することにより契約書の写しを提出する必要はありませんが、CORINSの登録なき工事等で工事内容が確認できない工事については、契約書等の当該工事の内容(競争参加資格確認資料(別記様式3)の工事経験等の概要の工事内容欄に記載した数量等)を証明できる書類を添付して下さい。(入札説明書6.(3).③)
- 配置予定技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係(3ヶ月以上)が明確に判断できる書類を添付すること。(監理技術者資格証(写)又は健康保険被保険者証(写)等)
- 申請時において、他の従事工事(国・県・市町村・民間等全て)がある場合、専任、非専任に関わらず全て記載すること。また、本工事を受注した場合の対応措置を、従事案件における発注者の意向等を踏まえ明確に記載して下さい。(入札説明書6.(3).②)

(別記様式6) 管内の直轄工事成績

指定された期間(過去3年間)の四国森林管理局管内森林土木工事ですか。

- 「過去〇年間」とは、当該公告日が属する年度の始期から遡って過去〇年間のことをいいます(以下、同じ。)。なお、期間の詳細については、各様式の(注)書きに記載しています。
- 別記様式6に記載した評定点を証明する工事成績評定通知書の写しを添付して下さい。

別記様式6については、局総務企画部専門官(契約適正化)より管内の直轄工事成績の確認書が送付された者については、同確認書(写)の添付をもって当該様式の提出に代えることができます。(証明書等の添付は不要です。)

(別記様式7) 低入札価格調査対象工事の有無等

低入札価格調査を受けた工事で、指定された期間(過去2年間)に完成し引渡した工事はありませんか。「有」の場合、具体的な項目等について記載しましたか。

- 対象となる工事は、低入札価格調査を受けた工事のうち、過去2年間に完成し引渡した工事です。「有」の場合は、当該工事の成績評定通知書の写しを添付して下さい。

(別記様式8) 管内の直轄工事優良工事表彰

指定された期間(大臣表彰・長官表彰の場合は過去10年間、局長表彰の場合は過去5年間)の四国森林管理局管内における森林土木工事の表彰ですか。

表彰状の写しは添付しましたか

- 大臣表彰、長官表彰、局長表彰のうち、上位の表彰を1件記載して下さい。
- 農林水産大臣・林野庁長官・四国森林管理局長が表彰した四国森林管理局管内の優良工事が対象です。(表彰状の写しが添付されていない場合は評価の対象となりません。)

(別記様式9) 配置予定技術者の管内の直轄工事成績

配置予定技術者が、現場代理人、主任(監理)技術者として従事した過去5年間の四国森林管理局管内の森林土木工事ですか。

実績を確認できる資料は、添付しましたか。

- 別記様式9に記載した評定点を証明する工事成績評定通知書の写し(建設工事の成績評定には、現場代理人、主任(監理)技術者を対象とした評定点はないので工事の評定点を準用。)及び当該工事に現場代理人、主任(監理)技術者として従事したことを証明するコリンズ等の写しを添付して下さい。

- 過去5年間に、現場代理人、主任(監理)技術者として従事した直轄工事の実績についてのみ記載して下さい。

別記様式9については、局総務企画部専門官(契約適正化)より管内の直轄工事成績の確認書が送付された技術者については、同確認書(写)の添付をもって当該様式の提出に代えることができます。(証明書等の添付は不要です。)

(別記様式10) 配置予定技術者の保有する資格

継続教育CPD・CPDSの取組み状況は、過去3年間における取組みですか。

継続教育の取組状況を確認できる資料は添付しましたか。

- 過去3年間における学習履歴について、各年度の取組状況を証明した証明書等の写しを添付して下さい。

- 配置予定技術者の保有資格を確認できる資格書等の写しを添付して下さい。
(別記様式10には、健康保険被保険者証(写)の添付は不要です。)
- 技術士とは、技術士法による第二次試験のうち、技術部門を森林土木(選択科目を「森林土木」に限る等)に合格した者をいいます。(※林業技師は、技術士とは別の資格です。)
- 別記様式10については、局総務企画部専門官(契約適正化)より配置予定技術者の保有する資格に係る確認書が送付された技術者については、同確認書(写)の添付をもって当該様式の提出に代えることができます。(学習履歴を証明した証明書の写しの添付は不要です。)

(別記様式11) 災害協定等の締結及び災害協定等に基づく活動

- 災害協定等は、公告日時点において有効な協定等ですか。
- 指定された期間(過去2年間～公告日前日までの間)における協定等に基づく活動実績ですか。
- 協定締結や活動実績を確認できる資料は添付しましたか。

- 国有林又は国有林以外をフィールドとし、災害発生時における支援活動等に関する協定を締結し又は協定を締結している団体に所属していること。また、協定等に基づく活動実績(国有林防災ボランティア制度に関する協定書による活動(講習会、現地研修会の実績は除く)を含む。)とします。
「国有林」とは、国有林野(国有林野の管理経営に関する法律の第二条に掲げるもの)、国有林林道、森林管理署等の管理する治山作業道及び治山資材運搬路(仮設道は除く)をいう。
「国有林以外」とは、山地・河川又は公道等の公共土木施設をいう。
- 国・県・市町村と締結した協定書(協定書に企業名が記されていない場合は、協定を締結している所属団体(建設業協会等)の発行する証明書の写し(申請企業名が記されたもの)を添付して下さい。
また、協定等に基づく活動実績がある場合は、活動実績を証明した証明書等(写し)を添付して下さい。
- 活動実績を証明した証明書とは、感謝状又は協定等に基づく出勤に係る要請書、報告書、費用の精算書等とします。但し、協定等の相手方の要請による活動であることが確認できるものに限る(相手方の公印、接受印等が確認できること)。

(別記様式12) 国土緑化活動

- 指定された期間(過去2年間～公告日前日までの間)の活動実績ですか。
- 四国森林管理局管内の国有林(国有林野の管理経営に関する法律の第二条に掲げるもの)又は国有林以外(民有林・公営の自然公園等)をフィールドとし企業の取組(森林整備等に関する協定を締結している団体に所属も含む)として実施している国土緑化活動ですか。
- 分収育林、分収造林契約書の写し、企業(団体)の取組として分かる実績証明書等の写しは添付しましたか。(分収育林、分収造林契約に係る実測図の添付は不要です。)

- 国土緑化活動とは、森林の造成・育成に関する活動(植付、下刈、つる切、間伐、歩道修理等の作業や分収育林・分収造林に係る契約、協定等)をいいます。
- 分収育林・分収造林の契約を実績として記載する場合は、契約期間中のものに限り、分収育林契約の場合、契約期間の延長又は公売(販売)が不調(不落等)で契約が継続している場合は、当該分収育林の契約書(写し)と併せて契約期間の延長又は公売不調の結果通知等(写し)を添付して下さい。
- 協定等に企業名が記載されていない場合は、当該企業の参加を証明した書類の写し(主催者発行のものに限る)を添付して下さい。

(別記様式13) ボランティア活動

- 指定された期間(過去2年間～公告日前日までの間)の活動実績ですか。
- 四国森林管理局管内の国有林(国有林野(国有林野の管理経営に関する法律の第二条に掲げるもの)、国有林林道、森林管理署等の管理する治山作業道及び治山資材運搬路(仮設道は除く。))又は国有林以外(国・県・市町村道等)をフィールドとし、企業の取組(ボランティアに関する協定を締結している団体に所属も含む)として実施している ボランティア活動ですか。
- 国有林においては局長、署長等からの感謝状・実績証明書等の写し、国有林以外においては地方公共団体等からの感謝状・実績証明書等の写しを添付しましたか。

○ ボランティア活動とは、国有林内の清掃、林道等の刈り払い、道路の側溝・横断溝・カーブミラーの清掃等をいいます。ただし、国有林防災ボランティア制度に関する協定書による活動実績は、災害協定等に基づく活動において評価しますので、ボランティア活動からは除きます。

○ ボランティアの活動場所が、営利を目的とした施設や公道でない道路等の場合には評価の対象となりません。

○ 様式の表中「5. 主催者名」欄については、当該ボランティア活動を主催した団体(所属する団体名)又は企業名を記載して下さい。

○ 活動実績証明書、感謝状等当該企業の参加を証明した書類の写しを添付して下さい。(活動中の写真は不要です。)

○ 別記様式11、様式12、様式13については、局総務企画部専門官(契約適正化)より各様式に係る活動実績等の確認書が送付されたものについては、同確認書(写)の添付をもって各様式の提出に代えることができます。(証明書等の添付は不要です。)

(別記様式14) 若手技術者の雇用及び確保・育成への取り組み状況

- 指定された期間(過去3年間～公告日前日までの間)の実績ですか。
- 新規雇用した技術者は、雇用日において40歳未満ですか。また、公告日において雇用が継続していますか。
- インターンシップの受け入れ又は合同就職説明会への出席がある場合、証明書等の添付はしましたか。
- 若手技術者の資格取得に対する支援は、40歳未満の技術者となっていますか。支援に係る証明書等の添付はしましたか。

○ 若手技術者の新規雇用については、雇用日において40歳未満であり、かつ、公告日において雇用が継続していることが条件となります。

○ 若手技術者とは、建設業法による建設工事に有効な資格(土木一式工事の監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格に限る。)を保有する者、若しくは同技術者として育成する目的で雇用した者をいいます。

○ 若手技術者の資格取得に対する支援については、土木一式工事における監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格等の取得支援(受検や研修会への参加に係る支援)に限り評価します。その支援内容を具体的に記載して下さい。
(例：〇〇県施工管理技士会主催の、1級土木施工管理技士の資格取得のための研修会へ参加させ、受講料、研修教材費等を負担した。)

○ 年齢や雇用関係を証明するため、健康保険被保険者証の写し、企業において受講料等を負担したことを証明する主催者発行の証明書等を添付して下さい。

○ 別記様式14については、局総務企画部専門官(契約適正化)より若手技術者の雇用及び確保・育成への取り組み状況に係る確認書が送付された者については、同確認書(写)の添付をもって当該様式の提出に代えることができます。

ただし、この場合であっても、若手技術者の雇用については、公告日において雇用が継続していることを証明するため、健康保険被保険者証の写しを添付して下さい。(その他の証明書等の添付は不要です。)

(別記様式15) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況

- 公告日において、以下のいずれかの項目に該当している実績ですか。
 - 1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等
 - 2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定
 - 3 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定
- 「該当」を選択した場合、それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し、一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付してください。

その他

【その他 1】

競争参加資格確認申請書等を電子メールまたは持参にて提出する場合に、電子入札システムへ入力する目録の掲載例

以下を参考にして下さい。

平成〇〇年〇月〇日

(分任)支出負担行為担当官
〇〇森林管理署長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

技術提案書等の提出について

1 平成〇〇年〇月〇日付けで公告のあった〇〇〇〇〇〇〇工事の技術提案書等について、ファイルサイズが送信容量を超えるため、(電子メール・持参)にて提出させていただきます。

- 2 提出書類目録
 - ① 競争参加資格確認資料
 - ② 技術提案書

申請方法を選択
(○で囲む)する。

- 3 提出書類のページ数
 - ① 競争参加資格確認資料……………○ページ
 - ② 業務技術提案書……………○ページ

- 4 送信等年月日、会社名、担当者名及び電話番号等
 - 送信等年月日
 - 会社名
 - 担当者名
 - 電話番号
 - FAX番号

【その他 2】

※(別記様式2)及び(別記様式3)に係る同種工事の施工実績の考え方について

同種工事については、「〇〇又は〇〇」の場合、何れかひとつの工事实績があれば足りませんが、「〇〇及び(かつ)〇〇」の場合は、両方の工事实績が必要です。

同種工事の実績等の提出にあつては以下を参考にして下さい。

(例1)

「治山事業の山腹工事又は溪間工事」 → この場合、山腹工事または溪間工事のどちらか一方の工事实績があれば足りします。

(例2)

「林道等の開設、災害復旧又は改良工事」 → この場合、林道等の開設、災害復旧、改良工事のうちの何れかひとつの工事实績があれば足りします。

(例3)

「治山事業の山腹工事又は溪間工事及び(かつ)林道等の開設、災害復旧又は改良工事」 → この場合は、「治山事業における山腹工事か溪間工事のどちらか一方の工事实績」と「林道等の開設、災害復旧、改良工事のうちの何れかの工事实績」の両方の工事实績が必要となります。

提出書類の記入もれ、誤字・脱字等はありませんか。今一度確認を！！
各様式は公告日に対応した最新版を使用して下さい。
(局ホームページ>公売・入札情報>公売・入札等に関するお知らせ>
契約約款・仕様書・入札者注意書・申請書等)

電子入札における不測の事態への備え

@電子入札による入札書受付開始から受付締切までの期間は、入札書の締切日時前の3営業日を標準としています。ICカードの破損、端末の不具合等によるトラブルを考慮し余裕を持って応札願います。

※ 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりです。
農林水産省電子入札センターヘルプデスク
受付時間：9時00分から16時30分 電話：048-254-6031 FAX：048-254-6041